

平成29年12月15日

川崎市外指定介護予防サービス事業者 様

川崎市健康福祉局
地域包括ケア推進室保健・予防担当課長
長寿社会部高齢者事業推進課長

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業に伴う事業者指定手続きについて（通知）

日頃から、本市介護保険制度の適正な運営に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、介護保険法の改正に伴い、川崎市では平成28年4月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「川崎市総合事業サービス」という。）を実施しています。

貴事業者におかれましては、平成30年3月31日をもって川崎市総合事業サービスの指定有効期限が満了いたしますので、平成30年4月提供分以降、引き続き川崎市の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に川崎市総合事業サービスの提供をする場合は、以下のとおり、更新手続きが必要となります。

1. 提出期限・提出先等

(1) 提出期限

平成30年1月31日（水）【消印有効】

(2) 提出先

（郵送）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地^{※1}

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課事業者指定係

《^{※1}提出先住所は下記問合せ先の住所と異なりますので御留意ください。》

(3) 必要書類

「2. 指定更新時に必要な書類について」を御覧ください。

(4) 様式の掲載場所

様式は川崎市のホームページに掲載しています。

【川崎市トップページ】⇒【総合事業】のキーワードで検索

⇒【川崎市：介護予防・日常生活支援総合事業】⇒【事業者指定手続き】

⇒【介護予防サービス（訪問・通所）の指定を既に受けている市外事業者】

または

URL：<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000074530.html>

2. 指定更新時に必要な書類について

介護予防訪問サービスまたは介護予防通所サービスの指定更新必要書類

No.	申請書及び添付書類	様式等
1	介護予防・日常生活支援総合事業（第1号サービス事業者）指定申請書	第1号様式
2	訪問型サービスの記入事項	訪問型 付表1
	通所型サービスの記入事項	通所型 付表2
3	申請者（開設者）の定款の写し及びその登記簿の謄本（登記事項証明書）の原本又は条例等	
4	法人役員名簿	参考様式参照
5	法人代表者誓約書	参考様式参照
6	勤務表	参考様式参照
7	返信用封筒（A4封筒に140円切手を貼って、宛名明記の上同封）	

※指定更新手数料として各サービスにつき10,000円がかかります。返信用封筒に「納入通知書」を同封いたしますので、指定期日までに納入をお願いいたします。

3. 指定更新手続きを行わない場合の取扱いについて

- ①平成30年4月提供分以降川崎市総合事業サービスの提供はできません。
- ②再度、川崎市総合事業サービスを実施しようとする場合、指定事業者の新規申請等の手続きが必要となります。

問合わせ先

住所 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階^{※2} 健康福祉局
 （総合事業の制度に関すること）地域包括ケア推進室介護予防サービス担当

電話 0570-040-114（総合事業専用ナビダイヤル）

ファクシミリ 044-200-3926

（総合事業の指定手続きに関すること）高齢者事業推進課事業者指定係

ファクシミリ 044-200-3926

《※2申請書類等の提出先住所は問合わせ先の住所と異なりますので御留意ください。》